

地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が、機構の業務の実績について評価を行うに当たっては、以下の方針に基づくものとする。

1 目的

知事が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

知事が行う評価の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

（１）医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与

高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。

（２）業務運営の効果的かつ効率的な実施

機構の行う業務（医療の提供等）が、効果的かつ効率的に実施されていること。

（３）公共性及び透明性の確保と自主性の発揮

地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」（確実に実施されることが必要な医療を提供すること。）や「透明性」（業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。）が確保されていること。

また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。

（４）中期目標により指示した方針に沿った業務運営

県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

3 評価方法

知事は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「みなし評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

年度評価、みなし評価及び中期目標期間評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこと

とする。

(1) 年度評価

ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。

ウ 年度評価の詳細については、別途定めるものとする。

(2) みなし評価

ア 中期目標期間のみなし評価は、機構から提出された当該中期目標に係る暫定的な事業報告書を基に、当該中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を調査及び分析をし、総合的な評定をして行うものとする。

イ みなし評価の詳細については、別途定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。

ウ 中期目標期間評価の詳細については別途定めるものとする。

4 その他

知事は、評価を行うに当たり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。

附則

この方針は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

この方針は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。